

## ゆうちょ銀行の新規業務に関する郵政民営化委員会の調査審議 に向けた意見

郵政民営化法は、「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねる（第1条）」「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、「当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」（第2条）としています。

同法の目的や基本理念を踏まえ、私たちは、他の金融団体とともに、従前より、郵政民営化にあたっては、公正な競争条件の確保、適正な経営規模への縮小、地域との共存、利用者保護、を総合的に検討することが重要であると主張してまいりました。

上記の4つの観点から、今回のゆうちょ銀行における新規業務の認可申請に対する私たちの意見を述べさせていただきます。

### 1. 公正な競争条件の確保

私たちは、政府が間接的にゆうちょ銀行株を保有している間は、民間金融機関との公正な競争条件が確保されたとは言えないと考えています。

本年5月、日本郵政グループは中期経営計画「JPビジョン2025」において、日本郵政が保有するゆうちょ銀行の株式について、「できる限り早期に保有割合50%以下を目指す」としているものの、その後については、「検討を進めていく」とするにとどまっています。また、ゆうちょ銀行が本年11月に公表した「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」においても、株式処分の具体的な計画は示されていません。完全民営化、すなわち株式の全部処分に向けた道筋が依然として明らかにされていない中で、業務の自由度のみを高めることは不適切と考えます。

仮に、保有割合について50%をわずかに下回る状態に保ちつつ、新規業務の事前届出制へ移行するようなことがあれば、「全部処分を目指し、できる限り早期に処分する」旨を定めている郵政民営化法に反するものと考えます。

まずは、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた具体的な計画が示され、その実行が担保されることが、ゆうちょ銀行の新規業務を検討するにあたっての前提となると考えます。

## 2．適正な経営規模への縮小

私たちは、かねてより、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業の適正な規模への縮小を求めています。こうした中、完全民営化に向けた具体的な道筋が明らかにされないまま、新規業務の認可申請が行われたことは誠に遺憾です。

投資一任契約の締結の媒介業務の取り扱いについては、既に民間金融機関が様々な商品をお客さまに提供している個人向け資産運用サービスの市場において、政府出資の残るゆうちょ銀行が業容を拡大することとなり、郵政民営化法の目的に反するため、認められるべきではないと考えます。

## 3．地域との共存

ゆうちょ銀行と民間金融機関は、地域の中小企業の事業承継支援、台風等の自然災害からの復興支援、新型コロナウイルス感染症等の影響により経営環境が悪化した事業者への支援等を目的としたファンドの設立・出資を行っています。また、郵便局の空きスペースへの民間金融機関のATMコーナーの設置、郵便局窓口における民間金融機関の事務の取次ぎ、郵便局のみまもりサービスのお客さまへの紹介など、各行の経営判断のもと、様々な連携を進めています。このような、地域活性化やお客さまの利便向上等を目的とした連携・協調は意義深いことと考えています。

公正な競争条件が確保されていない中での今回の認可申請は、こうした連携・協調の動きに水を差しかねません。前述のとおり、投資一任契約の締結の媒介業務の取り扱いは、地域の個人向け資産運用サービスの市場における民業圧迫につながりかねません。公正な競争条件が確保されないまま、そのような事態となることで、これまで積み上げてきた信頼関係が損なわれることを懸念します。

こうした観点からも、あらためて、まずはゆうちょ銀行の完全民営化に向けた説明責任が果たされることを強く希望します。

#### 4．利用者保護

日本郵政グループにおいては、保険や投資信託の不適切な営業活動により、お客さまが経済的不利益を被る事案が多数発生しました。

ゆうちょ銀行が新規業務を開始する前提として、既存業務を含め、グループ全体のガバナンスやコンプライアンスの機能強化、適正な営業推進態勢の確立に向けた取り組み等、顧客本位の業務運営が徹底されるための十分な態勢整備が行われることが必要と考えます。また、業務実施後においても、それらが適切に機能しているか、新規業務のみならず既存業務も含めて顧客本位の業務運営が徹底されるための十分な体制整備がなされているか、関係当局において、その適切性を随時検証していく必要があると考えます。

以 上